



## 記入上の留意点

1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。

また、売上原価・経費に特定課税仕入れ（※）に係る支払対価の額が含まれている場合は、その金額もB欄に記入します。

（注） 一般課税で申告をする事業者で課税売上割合が95%未満の事業者は、B欄に含まれている特定課税仕入れの額を申告書別表「特定課税仕入れがある場合に課税標準額等の内訳書」（以下「別表」といいます。）③欄及び付表2⑩欄へ移記します。

なお、一般課税で申告する事業者のうち課税売上割合が95%以上の事業者、簡易課税制度の適用がある事業者は、特定課税仕入れの額を別表③欄及び付表2⑩欄へ移記する必要はありません。

※ 特定課税仕入れに係る支払対価の額とは、国外事業者から「事業者向け電気通信利用役務の提供」（インターネットを通じた広告の配信・掲載などの役務の提供）を受けた場合に支払った対価の額をいいます。

詳しくは、「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等について（国内事業者の皆さまへ）（平成27年5月）」をご覧ください。（国税庁ホームページからダウンロードできます。（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)））

2 課税仕入れにつき、返品をし、又は値引き若しくは割戻しを受けた金額（「仕入対価の返還等の金額」といいます。）がある場合に、所得税の計算上、その仕入対価の返還等の金額を仕入金額から減額する方法で経理しないで売上（収入）金額に含めている場合には、その仕入対価の返還等の金額に係る消費税額は、課税仕入れに係る消費税額の計算上控除することになりますから、例えば、仕入先からのリベート収入分が①A欄に含まれている場合には、そのリベート収入の金額を①B欄に加算して記入します。

3 課税売上げにつき返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをした金額（「売上対価の返還等の金額」といいます。）がある場合に、所得税の計算上、売上（収入）金額から減額しない方法で経理して経費に含めている場合には、その売上対価の返還等の金額に係る消費税額は、納付すべき消費税額の計算上、課税売上げに係る消費税額から控除することになりますから、例えば、売上先に対する支払リベートを経費に含めている場合には、その支払リベートの金額をBの該当する欄に加算するとともに、申告書（一般用・簡易課税用）の⑤欄に次の算式で計算した金額（1円未満の端数切捨て）を記入します。

経費に含めている売上対  
価の返還等の金額  $\times \frac{6.3}{108} =$  申告書（一般用・簡易課税用）  
の⑤欄に記入する金額

（注） 売上対価の返還等の基となった課税売上げが4%の税率の適用されたものである場合は、 $\frac{4}{105}$  を掛けて計算し、その金額を申告書（一般用・簡易課税用）の⑤欄に記入します。